

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める上で、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. オープンイノベーションを活用した新規事業創出への取り組みを行う。
- b. 環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達を行う。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に、積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

取引対価の決定に当たっては、不合理な原価低減要請を行わず、下請事業者から協議の申入れがあった場合には、物価上昇分の影響など下請事業者の適正な利益を考慮して、十分に協議を行います。又、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や、知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

下請事業者に対して、働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。又、災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように考慮し、事業を再開する場合はできる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2023年8月18日

荻野工業株式会社

企 業 名

代表取締役社長 荻野 明

役職・氏名（代表権を有する者）